

## 福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会 第2回委員会議事録

1 日時 平成20年6月9日（月） 午後1時30分～4時00分

2 場所 杉妻会館3階「百合」

3 出席者

①第三者委員会委員

佐藤和子、佐藤弘子、進士徹、田中亮、羽田博子、山川充夫  
以上6名（1名欠席：50音順、敬称略）

②事務局

（農業支援総室）

高梨公 循環型農業課長 ほか

（農村整備総室）

梅村正敏 農村環境整備課長 ほか

（福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会）

渡部敏則 会長

後藤庸貴 事務局長 ほか

司会：浦山悦雄 農村環境整備課主幹兼副課長

司会

これより福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会第2回委員会を開催いたします。

はじめに農林水産部長からごあいさつを申し上げるところでございますが、所用により出席できませんので、代わって梅村農村環境整備課長からごあいさつを申し上げます。

梅村課長

皆さん、こんにちは。4月1日付で農村環境整備課長を拝命いたしました梅村と申します。よろしくお願いいたします。

今ほど司会から説明がありましたように、部長が所用により出席できませんので、代わって私から「第2回福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」の開催に当たってのごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、公私ともにお忙しいところ、本委員会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

さて、農地・水・環境保全向上対策は、農業の基盤と農村環境を保全し、環境と共生する農業を推進するものとして平成19年度より本格導入したもので、平成19年度は共同活動支援交付金分として県内47市町村の594活動組織、営農活動支援交付金分として県内6市町村の17活動組織において、それぞれの地域の実態に応じた活動が実践されております。

県といたしましては、本対策が農地・水・環境の保全向上を通じた地域振興施策でもあることから、平成20年度においても本対策のさらなる推進に努めてまいる考えであります。なお、本年5月9日現在で、共同活動支援交付金分として県内4市町村の17活動組織、営農活動支援交付金分として県内6市町村の11活動組織の採択を支援しております。

本日は、平成19年度の取り組みの状況や平成20年度の交付予定、本委員会の平成20年度のスケジュールなどについて御審議をお願いすることとしております。委員の皆様におかれましては、本対策をさらに有効に推進するため、御専門の立場から活発な御審議をいただき、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

司会

それでは、本日御出席の委員の皆様をご御紹介させていただきます。

(以下、委員紹介)

山川充夫委員。

佐藤和子委員。

佐藤弘子委員。

進士徹委員。

田中亮委員。

羽田博子委員。

なお、塩谷弘康委員は、本日所用のため欠席されております。

以上7名の委員のうち、過半数を超える6名の委員の皆様の御出席をいただいておりますので、本委員会設置要綱第5条第1項の規定により、

本日の委員会は有効に成立しております。

また、本委員会は県民に対して公開することになっているため、会場には傍聴席を設けておりますので御了承願います。

ここで、今年4月に定期人事異動がございましたので、県側の職員を御紹介させていただきます。

(以下、県職員紹介)。

高梨循環型農業課長。

梅村農村環境整備課長。

また、事業の実施主体である「福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会」の渡部会長と後藤事務局長が出席しておりますので御紹介申し上げます。

(以下、会長及び事務局長紹介)

渡部会長。

後藤事務局長。

本委員会設置要綱第2条第2項に「委員会の座長は委員長を充てる」とされておりますので、これより議長を山川委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

座長  
(山川委員長)

本委員会の要綱に基づきまして座長を務めさせていただきます。

それでは、次第によりまして進めてまいりたいと思いますが、早速議事に入りたいと思います。

まず、議事の1番目です。「平成19年度の実施について」ということですが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局から御説明いたします。

申しわけありませんが、議事に入る前に資料の一部修正をお願いしたいと思います。お手元の資料の第2ページ中ほどに、営農活動支援分としては「5市町村」と書いてあるのですが、これは「6市町村」の誤植でございます。申しわけありません。

また、お手元に事前に、資料70ページの1枚のペーパーだけ置かせていただいたのですが、集計の表示が間違っておりましたので、70ページはお手元の資料を見ていただきたいと思います。申しわけありませんがよろしくお願いいたします。

では、資料に基づきまして御説明いたします。お手元の資料の2ページからになります。

平成19年度の実施についてですが、まず取組状況についてです。平成19年度におきましては、4月27日から11月14日まで5回にわたり活動組織の採択が行われました。これにより、共同活動支援分として47市町村の594組織が採択され、その交付金交付対象面積は3万3,967haとなっており、県内農振農用地の21.9%を占めております。また、営農活動支援分としては6市町村の17組織が採択を受け、そのすべてが水稻に取り組み、交付金交付対象面積は452.14haとなっております。

なお、取り組み面積の全国的位置づけは、共同活動分では 9 位、営農活動支援分では 16 位となっております。

内訳が 3 ページ以降にございます。3 ページの表は、県内市町村ごとの状況です。まず、1 番の福島市ほかの県北管内で 113 組織、5,604.32ha、郡山市ほかの県中管内で 134 組織、8,977.59ha、白河市ほかの県南管内で 35 組織、1,582.15ha、会津若松市ほかの会津管内で 195 組織、1 万 150.16ha、下郷町ほかの南会津管内で 13 組織、337.58ha、南相馬市ほかの相双管内で 74 組織、5,716.17ha、いわき市が 30 組織、1,599.12ha、計 594 組織で 3 万 3,967.09ha となっております。

営農活動支援分につきましては、須賀川市ほか 5 市町村で 17 組織、452.14ha、すべて水稻の取り組みとなっております。

資料の 5 ページに「全国における共同活動支援の実施状況」という表を参考に添付しております。一番左側の活動組織数におきましては、福島県は全国 9 位、取り組み面積におきましても全国で 9 位、活動組織当たりの平均取組面積では、全国の序列でいくと 18 位となっております。

なお、この資料は、昨年 12 月 20 日現在、農林水産省で公表した資料での比較ですので、お断り申し上げます。

同じく資料の 6 ページですが、全国における営農活動支援の実施状況です。まず、活動組織数では全国で 22 位、取組面積におきましては 16 位、活動組織当たりの平均取組面積におきましては 14 位という位置づけになっております。このデータも、先ほど申し上げましたように 12 月 20 日現在です。

次に、共同活動の取組についての詳細を御説明いたします。資料は 7 ページ以降になります。まず、共同活動に参加した人数ですが、共同活動参加者数集計を見ていただきたいと思っております。共同活動参加者は延べ 23 万 3,423 人です。内訳が右に載っております、農業者が 17 万 2,172 人、非農業者が 6 万 1,251 人、その比率は 74 % と 26 % という値になっております。

この共同活動のうち、いわゆる基礎部分に参加した人数の内訳が延べ 11 万 1,626 人、農地・水向上活動部分が 5 万 185 人、農村環境向上活動が 7 万 1,622 人となっております。農業者と非農業者の内訳を右に記載しておりますが、農業者 80 %、非農業者 20 %、農村環境向上活動につきましては、農業者が 60 %、非農業者が 40 % という割合になっております。

次に、共同活動支援交付金の収支実績でございます。まず、収入の部分ですが、共同活動支援交付金として 13 億 8,082 万 1,240 円、促進費として 200 万円が交付されまして、それにかかる利子として 115 万 4,378 円が収入となっており、合計 13 億 8,397 万 5,618 円です。

これに対しまして支出ですが、まず日当として全体の 27 % に当たります 3 億 7,001 万 3,574 円、機械経費として 2 億 4,806 万 8,189 円とな

っております。機械経費と申しますのは、草刈り機の借り上げ代や軽トラック等の借り上げ費になっております。

次に物財費ですが、これは作業のための草刈りや稲の花の苗代等ですが、これが1億6,304万24円です。次に委託費ですが、水質調査や研修の講師謝礼等の費用で1億4,913万7,795円、5番目が日報のデータの入力等のアルバイト等賃金が861万4,132円、役員報酬が9,644万2,791円、研修等の旅費が1,583万4,550円、コピー用紙、印鑑等の事務費が5,617万7,912円、その他、お茶代等ですが5,286万8,580円、次年度繰り越しが2億2,377万8,071円という状況になっております。なお、10ページが用途の割合を示したグラフです。

次に、農業用の施設別の活動組織数です。活動組織につきましては、地域にあります農業用施設を対象として活動を実施するわけですが、その活動組織がどのような施設に対して取り組んだのかという実績が3番のところでは。

まず、開水路が594組織で、すべての組織が開水路に取り組んでおります。次に、パイプラインが51組織、ため池が258組織、農道には594組織すべてが取り組んでおります。

次に、誘導部分であります農村環境向上活動のテーマ別の活動ですが、どのようなテーマに取り組んだかという活動組織数の表がございます。生物の生育状況を把握するなどの生態系保全というテーマに取り組んだのが274組織で全体の46%、水質モニタリングの実施、記録管理等を行う水質保全のテーマに取り組んだ組織が102活動組織、全体の17%となっております。景観形成のために施設への植栽等を行う景観形成・生活環境保全に取り組んだのが438組織で全体の74%、地域排水機能向上のための施設操作等の水田貯留機能増進・地下水涵養というテーマに取り組んだのが20活動組織で全体の3%となっております。また、有機性資源の堆肥化と農地資源循環に取り組んだのが12活動組織で全体の2%となっております。

次の資料で、具体的にどのような中身で取り組んでいるのかを見ていただくために活動状況の写真を貼付しております。

(以下、配付資料P12～P34写真参照)

#### 【基礎部分の活動事例】

点検活動（農用地）－遊休農地等の発生状況の把握

点検活動（開水路）－施設の点検

点検活動（パイプライン）－施設の点検

点検活動（ため池）－施設の点検

点検活動（農道）－施設の点検

計画策定－共同作業計画の策定

実践活動（農用地）－畔畔・農用地法面の草刈り

実践活動（農用地）－遊休農地発生防止のための保全管理

実践活動（開水路）－水路の草刈り  
実践活動（開水路）－水路の泥上げ  
実践活動（パイプライン）－ポンプ吸水槽等の泥上げ  
実践活動（パイプライン）－かんがい期前の注油  
実践活動（ため池）－ため池の草刈り  
実践活動（ため池）－かんがい期前の施設の清掃・除塵  
実践活動（農道）－砂利の補充  
実践活動（農道）－路肩・法面の草刈り

**【誘導部分（農地・水向上活動）の活動事例】**

機能診断（農用地）－施設の機能診断  
機能診断（開水路）－施設の機能診断  
機能診断（パイプライン）－施設の機能診断  
機能診断（ため池）－施設の機能診断  
機能診断（農道）－施設の機能診断  
計画策定－年度活動計画の策定  
実践活動（農用地）－異常気象後の見回り  
実践活動（農用地）－異常気象後の応急措置  
実践活動（農用地）－機能診断・補修技術の研修  
実践活動（開水路）－不動沈下に対する早期対応  
実践活動（開水路）－水路法面の初期補修  
実践活動（開水路）－異常気象後の見回り  
実践活動（パイプライン）－通水試験の実施  
実践活動（パイプライン）－パイプ内の清掃  
実践活動（パイプライン）－空気弁等への腐蝕防止剤の塗布等  
実践活動（ため池）－堤体侵食の早期補修  
実践活動（ため池）－破損施設の改修  
実践活動（ため池）－水抜きによる点検・補修  
実践活動（農道）－路肩・法面の初期補修  
実践活動（農道）－異常気象後の見回り

**【誘導部分（農村環境向上活動）の活動事例】**

（生態系保全）啓発・普及－地域住民等との交流活動  
（生態系保全）実践活動－生物の生息状況の把握  
（水質保全）啓発・普及－学校教育との連携  
（水質保全）実践活動－水質モニタリングの実施・記録管理  
（景観形成・生活環境保全）啓発・普及－地域住民等との交流活動  
（景観形成・生活環境保全）実践活動－景観形成のための施設への植栽等  
（水田貯留機能増進・地下水かん養）啓発・普及－行政機関等との連携  
（水田貯留機能増進・地下水かん養）実践活動－地域排水機能向上のための施設操作

(資源循環) 実践活動－有機性資源の堆肥化

－ 配付資料写真の説明終了－

以上で共同活動の状況の御説明を終わります。

事務局

続きまして、営農活動の部分に移りたいと思います。私、営農活動支援を担当しております循環型農業課の吉田と申します。よろしくお願ひします。

資料は 36 ページからになります。36 ページに取組状況ということで、営農活動支援部分の数字を載せてございますけれども、先ほど冒頭でお話しした内容につきまして、それぞれの活動組織ごとの実績を載せてございます。

なお、ここには、実際に取り組んだのですが要件がクリアできなかった二本松市の部分も一緒に載せてございます。また、⑥番の西会津町につきましては、活動組織としては西会津町 1 本なのですが、さらに西会津町の中でも 5 地域に分かれて取組をしている状況にあります。

これを見ますと、19 年度につきましては取組品目がすべて水稲ですので、交付金の額も水稲の作付面積が多いところに交付金が交付されているという結果になっております。特に面積的に多い場所としましては、⑭の飯舘村の上飯樋、ここでは 50 町歩を超えた作付面積になっております。次いで多いのが③番の喜多方市南部地区で、こちら 52 町歩ということです。また、須賀川市の北横田、あるいは南相馬市の益田といったところが交付金の額が多い地域になっております。

37 ページに移ります。円グラフを 2 つ載せてございますが、まず、上の部分につきましては営農基礎活動の実施状況ということで、集落等の区域全体で環境負荷低減に向けてどんな取組をしたのか、19 年度の組織が行ったすべての取り組みから見てどれぐらいのウエイトをそれぞれの取り組みが占めるのかというものを示したグラフです。

タイトルのところに 17 組織とありますけれども、正確には、17 組織のうち西会津分の部分が五つで 1 組織ですので、17 組織 21 地域と読みかえていただきたいと思ひます。また、この中に 20 組織とか 1 組織とありますのは、地域と読みかえていただき、さらに、1 組織当たり複数の取組をしているところがありますので、御了承願ひします。

上の営農基礎活動の部分につきましては、営農基礎活動の活動組織当たり 20 万円の交付の対象となる取組の部分です。これを見ますと、比較的多いのが、展示効果を高めるための表示、これは看板の設置ですが、また研修会、技術の普及研修といったこと、あるいは検討会、意見交換会等の開催ということで、こういった取り組みが多く組織で行われています。特に表示につきましてはほとんどすべてのところで行われておひまして、自分たちの取組を外に向かって発信する手段として使われているようでございます。

下の円グラフですが、こちらも同様に 17 組織 21 地域と読みかえてい

ただきたいと思います。こちらは地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた取組の実施状況ということですが、ここは化学肥料や化学合成農薬をどうやって低減していくかという取組を、まとまりを持って行った部分でありまして、取組品目、取組面積に応じて交付されます先進的営農支援に該当する部分です。

このメニューにつきましてはたくさんあるわけですが、先ほどのところと同様に、19年度の地域が行ったすべての取組から見て、それぞれの取組がどのぐらいウエイトを占めているのかというものを示したグラフです。

中を見ますと、ウエイトが多いのが有機質肥料の施用、堆肥等有機質資材の施用というような、化学肥料を低減する技術あるいは土づくりをする技術の部分です。次いで、機械除草、温湯種子消毒といった化学合成農薬を減らそうという部分が多くなっております。

このメニューにつきましては、皆さんは文言を見ればそれぞれ内容はわかるかと思いますが、中には、名前は聞いたことはあるけれどもどんなことをするのかわからないという技術等もあるかと思うので、若干紹介したいと思います。

38 ページをご覧ください。「その1」ということで、上の左側に温湯種子消毒、右側に浅水代かきという技術が載せてございます。

まず、温湯種子消毒につきましては、慣行栽培では既に消毒された種もみを播種して作付けを行っていくわけですが、この場合は農薬の散布回数や農薬の成分回数を減らすために、消毒をしていない未消毒種子を使いまして、化学合成農薬を散布するかわりに温湯を使って殺菌するという方法です。

これは、種もみを60度の温湯に10分ほどつけまして、直ちに冷たい水で冷やすという方法でありまして、いもち病ですとかばか苗病、もみ枯れ細菌病等に有効だということが確認されております。この温湯種子消毒につきましては「農地・水」の取組に限らず、会津ですとか相双などの地域で、有機・特裁の取組をしているところで多く実践されている技術です。

続きまして、浅水代かきですが、田んぼを代かきするときや代かきをした後に水を落としますけれども、その水には大量の土壌粒子や肥料分、稲わら等がまじっています。こういったものが水路に流れると、水環境を汚すといいますか、悪化させるということがありますので、それを防ぐために、田んぼの水を少な目にした代かきをすることによって、濁り水をなるべく落水させないという方法です。

方法としましては、排水口を完全に止めて、田んぼの6～7割ほどの土が見えるくらいの水の量で代かきを行うという方法でございまして、この方法ですと、浮いたわらが水路に流れ出すということを防ぐ効果もあります。

この方法につきましても「農地・水」での取組に限ったことではありませんで、特に猪苗代湖の周辺の市町村におきましては、水環境に優しい農業技術ということで、既に普及・定着が図られています。

次に、環境負荷低減に向けた取組の中の個性的な取組ということで紹介をさせていただくのが「その2」の紙マルチの利用による抑草です。これは、喜多方市の南部地区の環境保全委員会で取り組まれた事例でございます。

紙マルチ利用による田植えというのは、紙マルチ専用の田植え機にマルチのロールを装着して、紙を敷きながら同時に苗を植えていくという方法でございます。紙マルチに苗を差し込んでピン留めするようなイメージです。

この技術のメリットとしましては、マルチを田んぼ全面に張りますので、田んぼの中に光が射さないということから、ほとんどの雑草の発芽や成長を抑制することができます。また、紙が溶けてなくなる時期が田植えしてから大体40～50日ですから、除草期間が長いということがございます。もし紙が溶けてしまっても、その間水稻が成長し、田んぼの水の表面は遮光されてきますので、たとえ雑草が生えてきても影響が少なくなります。もう一つは、マルチ作業と田植え作業が同時に行われることによって、慣行栽培で行う除草剤の散布の手間がかからずに省力的だということと、化学合成農薬そのものを削減することができるというメリットがあります。これらが紙マルチの田植えの技術です。

取組例の「その3」としまして、第1回の第三者委員会でもご紹介いたしましたアイガモによる除草でございます。これは富岡町の大原邑づくり推進協議会で取り組まれた事例でございます。

このアイガモですけれども、田植えしてから2～3週間後に、羽化してから3～4週齢のアイガモを1反歩当たり10羽から20羽放して、出穂するまで水田に入れておきます。出穂しましたら水田から引き揚げ、あとはケージで飼育することになります。

アイガモを使った技術のメリットとしましては、まず雑草や害虫、特にイネミズゾウムシなどを食べてくれます。また、アイガモが水田内を歩き回ることによって雑草そのものが浮いてきたり、踏みつけられたりすることで雑草が土の中に埋没してしまいます。また、歩き回ったり泳いだりすることで土が攪拌されて濁り水になりますので、遮光されて雑草の発芽や成長を抑制します。さらに、アイガモのふんそのものが肥料になるということが挙げられております。

19年度は水稻ばかりだったのですけれども、水稻で肥料・農薬の5割削減を実践する際に課題となるのが一番は雑草対策です。ですから、今回紹介した取組については、そのどちらも除草、抑草の技術ということでもあります。

本県では、有機栽培・特別栽培の推進を図っている中で、農業総合セ

ンターですとか県内各地で技術の実証圃を設置して、こういった技術の実証を行っているところがございますけれども、そういった技術の普及・定着を図ることで、なお一層地域でまとまって、こうした技術を導入する先進的取り組みがスムーズに実践されるようにつなげていきたいと考えております。

営農活動については以上でございます。

事務局

私、農村環境整備課で、去年に引き続き本対策を担当しております平野と申します。よろしく願いいたします。私の方からは、資料の 42 ページ以降の交付金について説明させていただきます。

まず、42 ページの囲みの中で、交付金の交付についての基本的な考え方を示してございます。交付金につきましては、まず地域協議会の口座に滞留させることなく、国、県、市町村からの振り込みがあった際に、速やかに各活動組織に交付するというような考え方を大前提として交付しております。

交付の状況につきましては資料の 43 ページをご覧ください。左側に活動組織の採択の時期がございまして、右 3 分の 2 の部分で交付の日づけと交付額を整理しております。

平成 19 年度につきましては、最初の 4 月 27 日に第 1 回の採択で 429 の活動組織が採択されまして、11 月 14 日の第 5 回採択までで 594 活動組織が採択されております。平成 19 年度の採択の申請の期日が 10 月 30 日まで延長されたため、11 月までの採択となっております。

右側の交付額の欄でございますが、第 1 回に採択された活動組織につきましては、6 月 11 日に国からの交付額の 50 % を交付してございます。

7 月 5 日採択の活動組織につきましては 7 月 30 日、8 月 6 日の第 3 回採択の活動組織につきましては 9 月 6 日、9 月 12 日採択の活動組織につきましては 10 月 5 日と 11 日に、それぞれ国の交付金分、つまり各活動組織の交付金総額の 50 % を交付しております。

続きまして、第 2 回目の交付といたしまして、10 月 22 日に第 1 回から第 4 回までの採択の活動組織につきましては、年交付額の 20 %、これは交付金の総額の県費分になりますが、それを交付してございます。第 5 回に採択されたときの活動組織につきましては、国費分の 50 % と県費分の 20 % を合わせるような形で、70 % を一括で 12 月 10 日に交付しているところです。

続きまして、12 月 7 日から 3 月 6 日にかけて、年交付額の 25 % ということで、これは市町村負担分になりますが、順次、第 1 回から第 5 回までの活動組織に対して交付しております。その右側でございますが、12 月 12 日に県費の残り分でございます年交付額の 5 % を交付いたしまして、共同活動に関する交付金の全額を交付しております。

また、営農活動でございますが、県北、県中、会津、相双につきましては、営農活動についての実績を確認の後、交付しているということで

ございます。また、この際に、実績の確認後、営農活動の要件に達しなかった要件未達成ですとか、共同活動の要件を満たさなかった活動組織からの返金などを清算しております。

以上のような経緯で、平成 19 年度につきましては、共同活動分の交付金 13 億 8,082 万 1,240 円、営農活動分の交付金 3,013 万 5,080 円の交付を行ってございます。交付が少し小刻みといたしますか、分かれてしまったのは、対策初年度ということもございまして、活動組織の採択が 5 回にわたって行われていたこと、また国、県、市町村からの交付金の振り込みが、やや時期的にずれてしまったというようなことが要因です。

交付金の交付状況につきましては以上でございます。

事務局

引き続きまして、(3) 番のアンケート調査結果について御説明したいと思います。私、今年度から農村環境整備課で本対策を担当しております馬場と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、アンケート調査の目的なのですが、各活動組織の代表者にアンケートを行い、本対策に対する評価を把握するという事です。また、本対策を実施した効果を把握し、対策実施上の問題点を把握することによって、今後、本対策の事業評価等の資料とすること、また、今後、地域協議会としてどのように指導を進めていくかということの検討資料とすることとしてアンケートを行いました。これを今後のより効果的な活動の展開に結びつけたいということでもあります。

調査対象は、県内の全活動組織 594 に対して、19 年度末の平成 20 年 2 月に調査を行いました。回答が 405 から出てきておりまして、回収率 70 % 弱というようなところです。

アンケートの内容といたしましては、本対策を実施してみた感想などを 11 項目、一般事項として聞いております。また、本対策の効果ということで、即効的な効果と将来にわたる効果ということで、合わせて 10 項目聞いております。さらに、先進的営農活動の取組に関する事項で 4 項目と、合わせて 25 項目程度調査を行っております。おのおのの結果につきまして一応簡単に一通り述べた後に、内容の分析等についてお話ししたいと思います。

では、まず一般事項からになります。回答者の職業ですが、85 % が農家ということで、代表はほとんど農家の方ですが、農家以外の方も 15 % いるということでありました。

次に組織代表者の地域における役職です。どのような役職の方がなられているかということなのですが、やはり一番多かったのが自治会長で 33.8 % ございました。通常、自治会長等は輪番制なので、本対策は 5 年間実施した後も継続していくというところから見ると、強力なリーダーシップを持ってもらうという意味においては少し弱いところがあるのではないかという結果です。

「農地・水・環境保全向上対策に取り組んだ理由はなんですか」とい

う質問ですが、これは複数の回答をもらってございます。一番多かった理由が「行政、水土里ネット、JA等からの提案・指導があったから」が60%弱で、本対策の目的とするところである「地域住民が農村部の資源の保全の必要性を感じていたから」が55%でした。次が「共同活動を支援する交付金があるから」で、お金が出るようになったことがきっかけになっているというのは否めないところだと思います。

「共同活動組織を立ち上げるに当たり、どのようなことに苦労しましたか」という質問で、一番多かったのが「活動計画を立てるのに苦労した」が63%あります。また、「参加者に対策の趣旨を理解してもらうのに苦労した」が57%でした。これは制度の理解という点でこの程度はあるだろうと想定したところですが、意外に「リーダーを決めるのに苦労した」というのは少なく、各リーダーさんは、私がやるのだという意識でやっていただいた人が多かったのではないかとこのところもでございます。

次に「農業者と農業者以外の人たちと一緒に共同活動をして、どのように思いましたか」という質問です。本対策の目的にあります多様な参画者を得て共同活動を行うという意味からの質問ですが、「一緒に活動することは良いことだと思った」が79%、「難しいと思った」が12%で、概ね農業者以外の方と活動することは良いことだと思われる方が多い結果になっております。

「共同活動により、あなたの地域の資源が保全されると思いますか」という問いに関しては、「保全されると思う」が62%、「まあまあ保全されると思う」が34%、合わせて97%ぐらいの方々が、共同活動があることにより地域の資源は保全されていくという回答をいただいております。

「今後、集落営農または担い手を育成するためには、共同活動組織は必要だと思いますか」という問いに関しては、77%の方が「必要だと思う」という回答をいただいております。

「本対策を実施してどのように思っていますか」という問いに関しては、「やって良かった」が60%弱、「まあまあやって良かった」が34%で、95%ぐらいの方にやって良かったと思っているというところであります。

今度は、今まで基本的には、農業用施設や水路などの管理作業は農家の方が中心となってやっていたのですけれども、「参加した農家以外の方からはどのような感想が聞かれましたか」と、代表を通しての間接的な聞き取りではありますが、感想を聞いています。その中では「地域の連帯感の醸成にとって有効である」と言っていた方が46%で、農家以外の方からもそういう声をいただきました。ただ、やはり「つき合いがあるのでやむなく参加した」が27%、それから、少ないですが「農家の資源なのだから、農家だけで守っていけばいい」というのが10

%で、逆にこう思う方は少ないという印象もございますが、このような回答でありました。

次は農村環境向上活動ということで、景観形成のための花植えや、先ほど写真があったような環境を向上させる活動に取り組んでみての農家や農家以外の参加者の感想ですが、これも「地域連帯感の醸成にとって有効である」が半数程度ということです。「地域にとって今後とも必要な活動なので、参加していきたい」が38%で、もう少しこれが伸びてほしいと考えておりますが、やはり、ここでも「つき合いがあるので」という方はそれなりにいらっしゃるという結果であります。

次は少し傾向が変わりますが「本年度、先進地研修等の目的で、他の活動組織に出向いての実施事例等の研修を実施しましたか」という質問をしております。これに関して、実施したは23.5%と、4分の1を割るぐらいの数字になっております。やはり、地域の人々がそろって他の活動組織に研修に行くのは、なかなか機会がないと難しいのではないかと、という一面を持っており、逆に我々の方でそういう機会をつくるのが必要なのではないかと考えております。

次に、大きなくくりとして、1年間実施してみて「現在現れている効果」に関する設問の答えになります。

まず「共同活動組織の立ち上げが契機となって集落営農が立ち上がった、または逆の事例がありますか」という質問に対して、6.4%が「今回の対策に取り組むことがきっかけとなって集落営農ができた」と答えています。逆に「集落営農組織の立ち上げの話合いが契機となって今回の共同活動組織ができた」、または「両方一緒に立ち上がった」というものもございますが、「どちらも関係なく、施策の説明を受けてから組織が立ち上がった」というようなこともございます。本アンケート調査結果を見ると、これらを合わせると40%を超えていると思っておりますが、それは集落営農組織があるということで、逆に集落営農組織と地域の共同に対する意識の高いところにおいては、本対策も取り組まれているし、集落営農もやられているのではないかと回答となったわけです。

次は「共同活動組織が担い手の維持管理作業軽減の手助けになっていると思いませんか」という設問であります。これについては「なると思う」「まあまあなると思う」を合わせまして70%弱で、7割ぐらいは手助けになるという回答をいただいております。

次は、回答は2問1括なのですが「この対策を行って見て、農業用施設の管理作業を共同で行う範囲は変わりましたか」、同じく「作業の回数は変わりましたか」ということに対する回答です。共同活動の「範囲も回数も増えた」とするものが74%ございます。また「範囲は変わらず回数は増加した」「回数は変わらないが範囲は大きくなった」というようなことで、拡大傾向にあるものが85%程度あるというような結果であります。

次に、同じように「この対策を行ってきて、管理作業に参加する農家の参加数は変わりましたか」と「農家以外の方の参加人数は変わりましたか」というものの回答ですが、「農家も増えたし非農家も増えた」とする回答が4割、「農家は変わらないが非農家が増えた」とする回答が2割、「非農家は変わらないが農家が増えた」とするのが1割、合わせまして7割ぐらいが参加している人が増えたという回答となっております。

次は「将来にわたる効果」ということでまとめた設問でございますが、まず最初のきっかけとして「あなたの地域に『結い』はありますか」という質問に関して「ある」としたものが、本組織の中では35%程度でした。

次は、結いがある地域とない地域とを別にしておりますが、「地域の結いはどのように変わるとお思いますか」、また「あなたの地域の連帯感はどう変わるとお思いますか」という質問に対する答えとなります。地域の連帯感、結いについて「強まると思う」と回答をいただいたのが53%、「弱まる」とするものも3.5%ございます。「変わらない」というのは4割程度の回答でありました。

次に、この交付金の交付期間が終了した後、5年程度が経過した時点で、つまり今の時点からいいますと概ね10年後に「共同活動組織はどのように変わっていくとお思いますか」という質問と、同じく10年後に「共同活動はどのように変わっていくとお思いますか」というものに対する答えなのですが、「組織は縮小し活動も縮小する」とする答えが全体の41%、「組織はなくなり活動は行われぬ」とする組織が13%、「組織は現状維持だが活動は縮小する」とするものが7%でした。縮小傾向になるだろうと見ている活動組織の代表が現段階では60%ぐらい、現状維持でいけるのは17%ぐらいだろうという回答が来ております。

次に、やはり10年たった時点で「地域の資源はどのように変わっているとお思いますか」という質問に関しては、「十分に守られていると思う」というのは8.4%、「それなりに守られていると思う」というのが68.9%で、「それなり」まで含めて「守られていこう」と思っている方は、今のところ75%程度ということでありました。

「あなたの活動組織で先進的な営農活動に取り組まれていない場合、今後、営農活動をやってみたいとお思いますか」という問いに関しては、「できれば取り組みたい」を含めると、実に65%の代表が先進的な営農活動をやってみたいとお思っているというような答えをいただいております。

「営農活動を行っていない場合、どのような支援があると取り組みやすくなるとお思いますか」という問いに関しましては、「販路の拡大など農産物の販売に関する情報提供」が34%、これは複数回答ですが、「リーダーとなる者を育成する研修等を実施してほしい」というのが32%、

「他の地域での取組事例等の取組状況を教えてほしい」とするものが30%で、3割弱の方は何らかの手助けが欲しいというようなところであると伺っております。

今まで見てきたアンケート調査結果の総括になりますが、まず1番目といたしまして、本対策に関する活動組織代表の評価という面では、実施してよかったが94%、非農家との共同活動は79%がよいと評価しております。また、共同活動により地域の資源が保全されるという意見が97%あります。また、集落営農への取組や担い手を育成するためには共同活動が必要だという意見が77%ありました。つまり、活動組織代表からは概ね本対策についての好意的な評価を得ていると考えております。

次に、対策実施に伴う効果としてどのようなものが現れているかというところなのですが、共同活動の範囲、回数とも従前より拡大したとする組織は75%ございます。また、非農家の参加が増えたとする組織が61%ございました。共同活動が担い手、集落営農、認定農業者の維持管理作業軽減の手助けになっているとする組織が69%ございます。活動により地域の連帯感が強まるとの回答が54%ございました。先進的営農活動に取り組んでいない組織のうち、取り組みたいとする代表者が65%でございます。特に2番目あたりの非農家の参加が増えたとする組織が61%で、もう少し増やしたいところですが、昨年が初年度でしたので、即効的な効果は初年度としては得られており、今後増やす方向に指導していきたいというようなところがあります。

本対策の実施上の問題点として3点ほど大きなものを挙げさせていただいております。

複数回答でしたが、組織立ち上げに苦労した点については、活動計画を立てることに苦労したとする組織が63%ありました。また、本対策に取り組んだ事由として、地域住民が資源保全の必要性を感じていたからとするのが55%ある一方で、やはり、交付金があるからというのが52%、行政等の提案・指導があったからというのが60%あったというようなところでもあります。

10年後の想定においては、組織または活動が縮小またはなくなるという回答が61%、うち組織も活動もなくなるというようなものも13%あったというようなところがアンケートから見えてくる問題点だと考えております。

次に、アンケートから見る問題点をまとめましたが、活動計画の樹立に苦労したという点は、本制度を一般の構成員の方々すべてに理解してもらうことの難しさがあったということです。また、ひな型はありますが、その地域に合った選択をどうするかということの難しさもあったのでしょうが、活動計画、書類がわかりにくい、煩雑だというような意識を内包していると考察しております。

2 番目といたしまして、取り組んだ理由と 10 年後の想定に関しましては、交付金がなくなった後に活動の存続が危ぶまれる結果となっています。お金がなくなった後も続けてもらえるのかということ、今の意識の中では危なさを感じられる結果であったというところです。

アンケートを踏まえた県の指導方針といたしましては、本対策は事務量が多いということはよく聞かれる言葉でございます。この事務量の軽減については、昨年度国の制度改善がございまして、県でも実施しておりますが、一層の事務の簡素化に向けて提出書類等の改善を検討していきたいと考えております。

3 番目といたしましては、中間指導確認、支部研修会、これは昨年からやっておりますが、そのときの制度趣旨の徹底のほかに、今年度から市町村別の研修会を実施いたします。支部となると構成員の方々までということになりにくいのですが、市町村単位ぐらいであれば構成員の方も出ていただけるのではないかとということで、各組織の構成員に幅広く PR する取組を行って、対策終了後も活動が継続するよう誘導したいというところであります。

アンケートに関する説明は以上で終わらせていただきます。

座長

ありがとうございました。

かなりボリュームがありますので順番に質疑等々をしていきたいと思っております。第三者委員会ですので積極的な御意見、御質問をいただきたいと思っております。なお、それぞれのパートごとに御意見、御質問を伺った上で、また全体としての御質問等を伺うというように、2 段階に分けていきたいと思っております。

まず、取組状況についての御質問、御意見がございましたらお願いいたします。それぞれ地域性があるように思われますし、全国における位置のデータなどもあります。いかがでしょうか。

佐藤和子委員

「カバー率」が書いてありますが、これは、目標としては、できれば農振農用地の 100 % をカバーしたい、つまり、すべての農振農用地が取り組むべきだということなんでしょうか。

事務局

理想としては、すべての農地を対象にしてやっていくことができればいいのですが、まずは必要とする地域を対象にしてやっていきたいということです。

実は、この対策につきましては 18 年から実験事業をやっておりまして、その中で約 4 万 ha 弱の要望がございました。県としては、そのあたりを目標としての数値にしておりまして、カバー率からいけば 26 % 程度ということで考えております。

座長

よろしいですか。引き続き質問がありましたらどうぞ。

羽田委員

交付金には 2 種類あるようですが、2 番目の営農活動支援交付金は全部水稲だけです。これは、水稲以外は難しいために取り組まなかったのでしょうか。その辺の実情についての説明をお願いします。

事務局

当初、ナシについての取組もありましたが、昨年度につきましては病害虫の発生が予想外に多く、農薬等の使用が3割削減ではなくそれ以上の使用になったということがございます。計画としては「特認」という形で計画したわけですが、病害虫の発生が予想外に多く、消毒する必要が生じてしまったために、確認の段階で外れてしまったということがございます。

羽田委員

ナシ以外はなかったのですか。

事務局

昨年にはございませんが、今年はそのほかに野菜等でも計画しております。

進士委員

この事業に取り組む中で「非農家との共同活動」ということが出ていたかと思えます。非農家というのは、取り組んでいる地区内の非農家の方のウエイトが多いのか、それとも、都市との交流ということで地区外の非農家の方が多いのか、その内訳はどうなっているのでしょうか。

もう1点ですが、9ページ目の支出の部の4番目の委託等に「講師謝礼」とありますが、講師としてどのような方がおいでになったのでしょうか。

事務局

まず、非農家についてでございますが、地域の非農家なのか、いわゆる都市との連携という意味での都市の住民の方なのかという御質問でした。

将来的には、都市に住む方と連携して地区・地域の資源を守っていくという方向も可能性としては持っておりますが、現在のところは、まず同じところに住んでいる農業者と非農業者の方とを結んで、自分たちの地域を守っていこうということを目指しております。また、実際には、まだ都市の住民の方と手を組む状況になっていないと考えております。

もう1点の9ページの「講師謝礼」でございますが、これは、例えば農地・水向上活動の中で、ゲートの補修についての技術を専門家の方に教えていただく、あるいは生き物調査に当たって、生き物の専門家の方をお呼びしてみんなで学習するといった場合の謝礼となっております。

佐藤弘子委員

福島県全体として、この制度に取り組んだ地区の評価をどうするかという点についてお伺いしたいと思います。

取り組んだ地区の中には、やりたいと手を挙げて積極的にやっている地区もあるでしょうし、何らかの勧めがあつて取り組んだ地区もあると思います。しかし、一方では取り組んでいない地区もあるわけです。では、取り組んだ地区についてどのように評価したらよろしいのでしょうか。

事務局

この対策を行うためには制度の周知徹底を図ることが大切だということから、18年度から19年度にかけてまして、市町村レベルから集落レベルまで、幾度となく座談会的なものまで含めた啓発活動を行っております。その中で、意見がまとまって手を挙げた地域のうち、要件に該当するものについては基本的手伝いしていきましようということです。

この場合、あまり行政が出過ぎて、意識のないようなところまで強引に持っていくというような形にはしておりません。あくまでも啓発・普及をした中で、地域がまとまって手を挙げたところについて支援をしていくということです。

そのために、逐次まとまった地区から支援をしていく形にしておりまして、19年度におきましては5回に分けて地区を採択しておりますし、19年度は話し合い等に時間がかかり、まとまらなかった組織につきましては、20年度も採択をしていくという方針であります。

佐藤弘子委員

その手続きについては私も理解しております。私が質問した趣旨は、そのような手続きではなく評価についてです。

福島県内の集落や地区の実態を見ますと、この事業をやらなくても絶対に大丈夫だという集落はないのではないかと考えています。

このような取組をやっているところは、やり方次第では新たな展開が望まれるのではないのでしょうか。取り組んでいる地区に対する行政支援や評価によっては、こうした活動がほかの地域に波及する効果があるかもしれませんし、また、交付金の対象にならなかった地区であっても、今後、何かしらの影響を及ぼす可能性もあります。

この事業はまだ始まったばかりですので、県の支援の考え方として、そのあたりをどのようにお考えになっているかということが知りたかったのですが、よろしいでしょうか。

事務局

佐藤委員のおっしゃるとおりだと思います。私どもも、この対策につきましてはいろいろな面で非常に有効な対策だと考えておりますので、本日の委員会の御意見等も踏まえながら、現在実施している対策の状況を見極めて、20年度、21年度以降についてもフィードバックしながら強力に推進していきたいと考えております。

田中委員

9ページの収支実績の支出項目に「日当」があります。これは福島県の1組織当たりの平均なのだと思いますが、62万2,918円が支出されています。

このような事業を使って農家の方に差し上げるということを、私は決して否定するものではありませんし、これまでもらえなかったものが支給されるようになったわけですから、農家の方も喜んでいらっしゃるのではないかと考えています。

この日当は、まず組織に支給されてから組織内の方に支払われるのでしょうか。また、1回当たりの金額ですが、前回の委員会の説明では800円だったように記憶しておりますが、金額をもう一度確認させていただきたいと思います。

もう1点ですが、15ページに遊休農地発生防止のための保全管理状況の写真が載っています。暑い中、生い茂ったツタやクズを刈り払い、処分するのは大変御苦労な作業だと思います。

この地区に限らず、こうした保全管理を行った後の状況についてです

が、これは、さらに耕耘して作物栽培等まで行っているのでしょうか。また、そこまでを要件にしているのでしょうか。おわかりでしたら教えていただきたいとえてえていただきたいと思います。ていただきたいと思います。

事務局

まず、日当についてですけれども、日当につきましては、各活動組織  
ます。

金額は活動組織によっていろいろなのですが、県としましては最大で  
時間当たり 1,000 円を上限として設定していただきたいというようなお  
話をしております。実際の金額は、500 円のところもありますし、700  
円のところもありますし、支払っていないところもありまして、地域の  
実情に応じて設定していただいております。

2 点目ですが、15 ページにある遊休農地発生防止のための保全管理  
というのは、生い茂った雑草を刈り払って、いつでも営農が再開できる  
状態に保全管理しておくというのが要件になっておりまして、営農再開  
まで要件としたものではございません。

座長

よろしいでしょうか。

それでは、その先のアンケートまでを含めて、御質問、御意見がござ  
いましたらいただきたいと思います。

進士委員

昨年度からスタートしたこの事業ですが、なぜ、このような対策が必要  
になったかということと考えますと、やはり後継者不足などの理由から  
地域の農山村の景観が揺らいできたということなのではないかと思  
います。

今年で 2 年目になるわけですがけれども、こういう事業があることを周  
知するために、行政が地区に出向いて理解を求めておられることはわか  
ります。しかし、アンケートの結果を見ますと、単にこうした制度があ  
るから取り組んでいるということであって、将来的なことを見据えると  
非常に不安があります。

確かに兼業農家がどんどん増えている現状にあっては、福祉的農業政  
策というのでしょうか、この制度は否定はしませんし、ありがたいと思  
っている地区は多いのだと思います。ただ、一昔、二昔前は、草刈りや  
農地の保全などは当たり前の光景だったわけです。

この対策を継続していく上で一番重要なのは、事業がステップアップ  
していくことだと思います。「我が地域、我が地区を何とかしなければ  
いけない」という危機感を伴ったメンタル的な共同意識を引き上げてい  
かないと、予算が切れたところでやめてしまう恐れが非常に高いのでは  
ないかと思われます。

これまでの農業政策は、上からの指導に対して、農家の人たちがマリ  
オネットのように首を縦に振るということが多かったように思います。  
ですから、自主的に何かをしようという意識を底上げしていかないと、  
表面的に事業として消化はしていくでしょうけれども、継続は難しいの

ではないかと思っています。

また、私自身も東京からIターンして来た者ですが、第三者が新規就農するハードルを緩和するといった対策も必要なのではないかという感想を持ちました。

メンタル的なことは行政指導の中に入っていないと思いますが、共同意識の向上という面では、指導というよりは、むしろ一緒に懇談をする機会を持つことが必要なのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

事務局

私どもとしましては、この対策が5年後にしぼんでしまったのでは、何のための対策かということになってしまいます。なぜこういう対策が講じられたのかということについては、従来から地域の代表者の方々にお話をしているところがございますが、アンケートをとったり、地域の代表者と話し合いなどをしますと、今ほど御心配されているようなことが確かに聞かれます。

平成20年度につきましては、地域の代表者の方々との意見交換を行いますし、市町村の担当の方が親身になって地域の活動組織の方々の相談に応じるような細やかな対応をとっていただくことにしております。

活動組織の意義や、自分たちが維持管理している施設の大切さといった意識は、皆さんで話し合いをしていくことによって改善等が見えてくるのだと思いますので、そうした過程を大切にされた対応まで含めて、市町村とともに行っていきたいと考えております。

座長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

佐藤弘子委員

アンケート調査のことについてお伺いします。このアンケートは、チェックリストで事業の評価をするということで、地域の代表の方に聞き取りをされたり答えていただいたと理解して聞かせていただきました。

しかしながら、同じ代表者の方であっても、地域には、その地域の特性がありますし、抱えている悩みも違います。たまたま今回は、ほとんど共通して水稲が主になっておりますが、交付金の対象にならないことであっても、何かしら問題点を抱えつつお答えになっていたのではないかと思います。

結果として示されていなくても結構ですので、何か特筆すべき共通意見などがありましたら御紹介いただきたいと思います。

事務局

やはりアンケートに網羅されているような形になるのですが、代表の方の一番大きな悩みは、この制度を住んでいる皆さんにどうやって理解していただいて、どうやって皆さんに活動に集まっていただくかということでした。我々は「こういう国の施策があります」という御説明はできるのですが、では、それを実際に地域に住んでいる方にどのようにして説明し理解していただくかという悩みが一番大きかったと思います。

羽田委員

本対策の63ページの③に「本対策の実施上の問題点」があり、さらに次の「アンケートから見る問題点」が記載されておりますが、反省の

部分も含めてこういうものをお書きになっているのだと思います。

具体的な例として、43 ページの「交付金の交付状況」を見ただけでも、何回にも分けて少しずつ交付するのでは、行政側の手間も大変ですし、もらう方も煩わしいということがわかるわけです。交付を受ける側の立場に立ち、20 年度からはもっと簡単な手続を考えていただかないと、これだけの事務をこなすのは大変ではないかと思います。

また、9 ページの支出の部に日当やアルバイト等の賃金とありますが、私が引っかけたのは役員報酬です。金額にすると 16 万 2,000 円程度ですが、こういうところがクリアに見えてきません。これだけみんなで苦労してやるのに、さらに役員報酬というのはい体何なのだろうという感じにならないでしょうか。そういう部分をきちんとしていただかないと、苦労した割にはメリットが見えてこないということになってしまいます。

次年度以降の課題として、事務手続きをもっと簡単にし、また、有効に使える補助金となるような形にさせていただきたいというのが私からのお願いです。

事務局

19 年度の交付金交付状況からの御指摘でございますが、基本的には、需要に応じていち早く活動組織に交付金を渡したいということがございます。ただ、国、県、市町村が公金を扱っているという問題もありますので、その手続は十分尊重しなくてはなりません。その辺のバランスの結果でこうなってしまったのですが、もっと改善する必要があると思いますので、20 年度についてはその辺も考えていきたいと思います。

支出の方の御質問ですが、要するに日当やアルバイト、役員報酬など、個人に渡っていくお金についてのお話かと思えます。この中の役員報酬ですが、活動組織の中では、やはり役員の方の役割は相当大きいものがあります。これはすべてお金に換算できるものではないのですが、代表、庶務、会計の方に対して、それなりに報いるといいますか、そういう形での役員報酬は認められております。

ただ、役員報酬については、できれば年間 1 万 2,000 円程度で収めていただきたいといった県のガイドラインは設置しております。

座長

有給の役員もいれば、無給の役員もいる可能性がありますね。

羽田委員

そうですね。そのアンバランスが問題になるのではないのでしょうか。

また、講師謝礼と水質調査というものがございます。講師の方の謝礼はどれくらいなのかわかりませんが、水質調査が 25 万というのはかなり金額です。1 団体の平均ですけれども、団体にとっては小さい額ではありませんので、そういう点に対する配慮も必要ではないかと思えます。

事務局

今の御質問は、活動組織に対する大体の交付平均額が 250 万～260 万円程度であるのに対し、平均で 25 万の委託というのはバランスが悪いのではないかというお話だと思います。

水質調査につきましても、各活動組織において、ウエイトの置き方や

数にばらつきがあります。また、水系や水質にあまり重きを置かないところもあります。どのような形でアンバランスが生じているのかは、まだ分析に至っていない状況であります。今後はその辺も分析して皆様方に情報を提供していきたいと考えております。

佐藤和子委員

9ページの支出に「機械経費」の項目があり、「草刈り機借り上げ、軽トラ借り上げ等」となっています。これは組織の人たちの機械などを借りて、その人たちにお支払いするという形なのだと思います。

何年間か続けてこういう経費が出るとするならば、借上料という形ではなく、例えば草刈り機を買ってしまうということは認められているのでしょうか。

事務局

おっしゃるように、本対策が続く限り機械を使うのであれば、そのものについて購入した方がいいということも考えられますし、この制度上、そういうものを排除しているわけではありません。

ただ実際に、活動に参加していただく農家の方は、ほとんどの方が自分の田んぼや農地を除草するための機械を持っていらっしゃるし、農作業のための軽トラックを持っておられます。

あえて、この活動のためにそういうものを購入するとすると、また「補助金」という話に重なってしまうのですが、共同活動以外のものには使えなくなりますし、もし、ほかのものに使えば、目的外使用というようなことで補助金返還という問題も出てまいります。

それも本当に考え方が硬直しているのですが、できれば皆さんの力もお借りし、皆さんの機械もお借りして、皆さんがやれることで協力して地域を守っていただきたいという趣旨でございますので、できるだけ皆さんの持っているものを使って参加していただきたいということを我々の方は申し上げております。

田中委員

この対策の大きなポイントは、農業者だけではなく、農業者以外の方の協力をいかに得て一緒に活動していくかということだと思っています。しかし、アンケート調査の52～53ページにあるように、「農業用施設の管理作業」も「農村環境向上活動」も、ある意味では嫌々ながらやっているというのが実態だろうと思います。

ただ、問20を見ますと、「農村環境活動」の方が「つきあいがあるのでやむなく参加した」という割合が低く、農外の方はこちらに関心があるようだということがうかがえます。ですから、今後はこういった活動を共有しながら農外の方を巻き込んで活動を展開していくことによって、さらに充実した活動ができるのではないかと思います。アンケート結果を見せていただきました。

2点ほど教えていただきたいのですが、55ページの問9に「共同活動組織が担い手の維持管理作業軽減の手助けになっていると思うか」という質問に対して「手助けになっていない」という割合が16%ほど出てきます。普通に考えれば、ほとんどが手助けになっているのではない

かと思うのですが、どうしてこのような数字が出ているのか、もしおわかりでしたらお願いします。

もう一つは、51 ページに上下にありますように「共同活動により地域の資源が保全されると思うか」という質問に対し「思う」というのが 62 %です。しかし、その下の問 10 の「集落営農または担い手を育成するために共同活動組織は必要か」という質問では「必要だと思う」が 77.3 %です。ここに 15 %も開きがあるということをどのように考えたらいいか、ずっと考えていました。

共同活動をやるということは、当然担い手の育成にもなるし、地域の資源保全にもなると思うのですが、この結果は、集落民の方があまり地域の資源に重きを置いていないということなのか、それだけ地域の資源保全活動が難しいということなのか、いろいろな課題があると思うのですが、もしおわかりでしたらお願いします。また、今後、我々も現地へ行くということですので、お聞きしてみたいと思います。

事務局

まだ正確に分析したわけではありませんが、例えば 55 ページの「手助けになっているとは思わない」という数値が相当あるという点については、集落営農や認定農業者、いわゆる担い手へシフトされていないようなところも相当多いのではないかと考えて見ていただくといいのではないかと思います。

51 ページの「共同活動により、あなたの地域の資源が保全されると思いますか」ということに対し「保全されると思う」というのはわかりやすい結果だと思うのですが、それが「集落営農または担い手を育成するためには、共同活動組織は必要だと思いますか」という問いでは「必要だと思う」が 77 %あります。これは、共同活動を実施していくためには集落内で相当な話し合いの回数を重ねなければなりません、その時点で自分たちの地域の営農上の問題点なども当然出てくるでしょうし、将来的には集落営農や担い手という問題も話し合われていくのではないかという意味での 77 %ではないかと考えております。

座長

私の方からですが、これだけのアンケート調査をやって、63 ページと 64 ページの結論だけではもったいないし、これでは何のためにアンケートをやったのかわかりません。今回の結論は単純な集計で終わっておりますが、今後はこのように改善していく、という視点から、ぜひ要因の分析をしていただければと思います。

せっかくこれだけのデータがありますので、項目間の集計をしていく中で、それぞれの要素はどのように結びついているのか、例えば「結いが“ある”と“ない”ということが、ほかの活動とどういにかかわりがあるのか」などを分析していただきたいと思います。問題点や指導方針が「提出書類の改善」ということだけでは、第三者委員会として評価できないという結論になりかねません。

10 年後の想定も大変危ぶまれているということですがけれども、恐ら

く、補助金が終わっても終わってしまわない仕組みが求められているのだと思います。わずかな例かもしれませんが、いい例を導き出しながら、補助金をこういうところに重点的に使えばより効果的になるのではないかという視点から、このアンケートの取りまとめをお願いしたいと思っております。

今日はお金の使い方のところで相当突っ込んだ意見が出ましたけれども、そういう質問が出ないように、こういう方法でやっていくのだ、こういう点での積極性を出せるのだ、という点についてまとめていただきたいと思っております。

こういう取組をするためにはお金がかかっても仕方がないということもあるかもしれませんが、今日のまとめですと、一体何のためにお金を使うのかわかりません。しかも、ここには出ておりませんが、県の職員が相当これにかかわっているわけですから、その人件費まで入れたなら、この事業をやる意味が本当にあるのかということまで行き着いてしまいます。せっかくのアンケート調査がありますので、もっと積極的に「このように改善していく」という視点からの取りまとめをお願いしたいと思っております。

時間がありませんので次に移らせていただきたいと思っております。

議事の2番目は「平成20年度の実施について」ですが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料の66ページの「平成20年度の本対策の推進方針について」でございます。

まず1つ目が平成20年度の対策について、平成19年度中に合意形成に至らなかった活動組織、新たに構成した組織に対して、市町村と連携し、6月末日の採択申請書提出期限まで計画策定や申請事務手続等が完了するよう支援していくこととします。

2つ目に、活動組織への支援と指導の強化ですが、平成19年度におきましては対策初年度であったため、活動組織の採択に力点を置いて活動組織を支援してまいりました。平成20年度につきましては、活動組織の活動がさらに有効で継続可能となるよう支援していくことといたします。

このため、市町村においては、活動組織への個別指導や意見交換、研修会を開催するなどして、直接その活動を支援していくよう指導いたします。県におきましては、地域協議会と連携し、市町村担当者や活動組織の代表との意見交換会や研修会を開催するなどしてその活動を指導してまいります。

活動組織の活動が円滑かつ適正に行われるよう、個々の活動組織を対象とした中間指導確認をきめ細やかに行っていく必要があるため、平成20年度については2回に分けて、ほぼすべての活動組織に対し中間指導の確認を行い、地域の意見を聞き取ります。平成19年度につきまし

ては、全体の約 70 %を抽出し、中間指導を行いました。

3 番目に、一般県民への周知、理解を図るための P R 活動の強化をいたします。地域協議会に対し、本対策の趣旨について、一般県民を対象とし、広報紙やホームページの充実、写真コンクールの開催等を行っていくよう指導いたします。県のホームページにおきましても、活動組織の活動等について随時情報を提供してまいります。今回、参考資料として「活動組織広報資料」をお手元に置いておきました。活動組織としてもその活動内容の内側からの広報に努めておりますので、このような広報によって皆さんへの周知を図っていきたいと考えております。

次に 67 ページです。既に平成 20 年、今年度の 5 月末日現在で新たな活動組織が採択されておりますので、その内容を御説明いたします。

共同活動支援交付金につきましては、③の県内 17 組織、1,024.55ha が採択されております。会津管内で 10 組織、相双管内で 7 組織でございます。69 ページがその 17 組織の内訳でございます。今回お配りした 70 ページに、営農活動の新規活動組織の一覧が掲載されておりますのでご覧になっていただきたいと思っております。

次に、72 ページでございますが、平成 20 年度の交付予定を記載しております。基本方針は平成 19 年度とは変わらないのですが、本年度も活動組織の資金需要に合わせて迅速に交付事務を行い、資金が地域協議会に滞留することなく、国、県、市町村の交付金を速やかに活動組織に交付することとしております。

細かな交付スケジュールをグラフに載せておりますが、その中の交付金交付関係というのが平成 20 年度の交付予定でございます。まず、平成 19 年度の採択地区につきましては 5 回にわたっての交付になります。平成 20 年度の第 1 回採択地区につきましては 4 回、第 2 回採択地区につきましては 3 回での交付予定となっております。

以上です。

座長

今年度の事業と概要であります。先ほど羽田委員から、米以外の営農のものについてもないのかという御意見がありました。ぜひ、いろいろなところに働きかけていただくようお願いいたします。

ほかに御要望等ございましたらいただきたいと思っております。

佐藤弘子委員

対策の推進方針の部分ですが、この対策というのは、ややもしますと地域の人たちが「こうしないとだめだ」「これをやらないとだめだ」というように思い込んでいるきらいがあります。意識の中で「本当はこれをやりたいけれども、交付金をもらうためにはそれをやらなくてはならない」ということで進んできています。このような状況にあって、市町村においては個別指導や意見交換をし、県はそれを支援します、という考えは、今までやってきたこととほとんど変わりありません。

この事業の主体は、それぞれが組織であったり人であったりしますが、それぞれの地域に個性があり、市町村にも個性があります。しかし、県

というのは誰かという、誰なのかわかりません。

もし許されるならば、県から市町村、そして各地区に物事が移るときに、もっと弾力的に取り扱っていただくことはできないでしょうか。交付外の部分の活動もスキルの一つとして提供していけるような活動も方針の中にうたっておき、それも支援するという形であれば、市町村の考え方も柔軟になるのではないかと思います。

今回のアンケートは地区のリーダーの方々の意識です。地域に入っているいろいろな方の御意見を聞きますと、リーダーの方は、本当は地域の個性を発揮したいと思っています。でも、交付金をもらうためには仕方がないと思っている部分が大いに見受けられます。

ですから、市町村にも、県にも、もう一歩踏み込んでいただきたいのです。集落営農組織ができるかできないか、認定農業者が育つか育たないか、新規就農者が参入できるのかできないのかという問題は、これから先に発生する重要な課題になってくるのではないかと思いますので、特に県には、この対策の推進方針について、もう少しそういう側面から見直していただいて方向づけをしていただきたいと思っています。

また、県民の理解が得られるように、農業者や行政にかかわっている人以外にも弾力的に情報発信がなされればよいのではないかと思います。

個人的な意見ですが、食べ物にいろいろなトラブルがあって、牛乳や野菜が値上がりしていますが、このまま放っておくと日本の農家のなりわいが立ち行かなくなってしまう。このような状況にあって、一部の消費者からは、そこを認め、価格の面で折り合いをつけていく活動をしなければならないという意見も聞かれています。

命にかかわるようなことが発生して初めて、そう言われるということも何か残念なような気がします。このようなことも事業に取り入れていけば、非農家の皆さんの参画の仕方もまた変わってくるのではないかと思います。期待しておりますのでよろしくお願いします。

座長

第三者委員会の基本的な視点が出たのではないかと思います。第三者委員会というのは評価、指導、助言と三本立てですから、その中での発言はとても重いものです。これまでいくつか発言がありましたけれども、3年度目ではそういう視点から評価をしていくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

事務局

ただ今のお話について、若干私の方から回答させていただきます。

私の方としましても、決まりごとだから必ずこれをやるというような考えはございません。ただ、国民の税金を使っている対策ですので、やはり、ある程度のガイドラインは示しております。そのガイドラインにつきましては「目安」という言い方をしておりますので、ガイドラインを超えたから、すぐに対象外になるという考えは毛頭持っておりません。

また、19年度に実施した中で、地域の特性を生かしたようなものも

相当ありますので、そういうものにつきましては事例集のようなものを作成して、各地域の特性の良い面が他の地域に波及できるようなことも考えております。

今ほどの佐藤委員のお話を参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

座長  
羽田委員

よろしくお願いいたします。ほかに御意見はいかがでしょうか。

同じ農政部でもセクションが違っていると違う意見があるという例を一つ申し上げたいと思っております。

飯舘村で米の消費拡大を主にした会議がありました。そのときに、たくさんある米の販路が見えてこないものですから、粉にしてパン食にまぜてはどうかという話が出ました。

しかし、政府の方からは「そのコストでは粉にしても学校給食の中には使えないし、米を粉にしたところで小麦のメリットの方が多いので、費用対効果として米を粉にするという発想はやめてください」という話が来たのです。また、大学の栄養学の先生も「米は、その形のまま食べる米飯に意義があるのであって、米を粉にして食べても、米の消費拡大の一部にはなるかもしれないけれども、本論としての米づくりとは違う」という反対意見が出てきたわけです。

米を粉にして消費拡大したいというのは飯舘村から出た話なのですが、県の政策としては、米のメリットと米の粉のメリットは、値段的にも相反するという話です。このように、片方で否定しているものを片方でどんどん進めるといのは、県全体で見れば少しおかしいのではないかという意見がかなり出たものですから、その点についてもぜひこの機会に考えていただきたいと思います。

特にこの対策の19年度実績を見ますと、営農活動では飯舘村は8組織で面積も断トツです。せっかくこうした対策に行政が力を入れてくださったのに、同じ部内でも話が違っているという現実がありました。今後、食料の問題は世界レベルでかなり大きな問題になると思っておりますので、そういう部分にまで配慮した農政を考えていただきたいと思います。

座長  
佐藤弘子委員  
座長

米は、粉もあれば液体にもなります。飯舘村は液体にもしていますね。

そうですね。どぶろく特区になっています。

しかも、小麦が3割値上げされたというようなこともありますし、今後上がる可能性があります。ですから、少し状況は変わっていくだろうし、変わってほしいですね。

羽田委員  
座長

変わってほしいとは思いますが、現実には壁がある感じがします。

そうですね。それではよろしいですか。

では、最後の議題に入りたいと思っております。「平成20年度の委員会スケジュールについて」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料の最後の74ページでございます。

第2回委員会が本日開催されておりますが、第3回委員会といたしま

して、8月下旬に実際に活動している現地の調査と活動組織代表との意見交換会をやっていただきたいと考えております。現在のところ、白河市または二本松市ということで考えておりますが、事務局の案としては8月27日はいかがかと思いますが、持ち帰って御検討いただき、御返答をいただきたいと思っております。

第3回委員会のスケジュールを下の方に書いておりますが、時間的には10時に集まっていたいただいて、マイクロバス等で移動して現地に行き、現地の概要を聞いていただきます。午後から活動概要の説明と活動組織代表との意見交換をしていただいた後に現地を見ていただき、4時30分ごろまでには県庁に戻ってきたいという案を考えております。

第4回委員会でございますが、平成21年の2月上旬に開催したいと考えております。内容につきましては、平成20年度の交付状況が一つ、もう一つは活動組織の取組の評価項目及び評価指標についてです。第3年次、平成21年度には取組の評価ということで御意見をいただくことになっておりますので、その評価項目と評価指標についての案を御提案申し上げたいと考えております。

座長

次回が8月27日ということですが、ご予定を確認していただきたいと思っております。今のところ大丈夫でしょうか。なお、御欠席の先生にも確認をお願いします。

以上が本日の議事でありますけれども、よろしいでしょうか。では、事務局にマイクをお返しいたします。

司会

山川委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間にわたり御協議いただき、まことにありがとうございました。

以上をもちまして「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会第2回委員会」を終了いたします。

本日はありがとうございました。

(以上)